

## 4

## 不妊治療はどのような基準や設備を持つ施設で行われるのでしょうか

## A

不妊治療は高度な医療技術や専門設備が必要とされるため、保険診療による不妊治療を行う診療施設には以下のような基準が定められています。

### 一般不妊治療(タイミング法・人工授精)

- (1)産科、婦人科、産婦人科または泌尿器科を標榜する保険医療機関であること。
- (2)産科、婦人科もしくは産婦人科において合計5年以上、または泌尿器科において5年以上の経験がある常勤医師が1名以上いること。
- (3)不妊症の患者の診療を年間20例以上行っていること。
- (4)生殖補助医療管理料についての届出を行っている、もしくは生殖補助医療管理料についての届出を行っている他の保険医療機関と連携していること。
- (5)一般不妊治療管理料の施設基準にかかわる届け出を行った保険医療機関であること。

### 生殖補助医療(体外受精・顕微授精)

- (1)産科、婦人科、産婦人科または泌尿器科を標榜する保険医療機関であること。
- (2)産科、婦人科もしくは産婦人科において合計5年以上、または泌尿器科において5年以上の経験があり、かつ生殖補助医療について2年以上経験がある常勤の医師が1名以上いること。
- (3)日本産科婦人科学会の体外受精・胚移植に関する登録施設において生殖補助医療を1年以上の経験がある常勤医師が1名以上いること。
- (4)配偶子・胚の管理にかかわる責任者が1名以上いること。
- (5)関係学会の配偶子・胚の管理にかかわる研修を受講した者が1名以上いることが望ましい。
- (6)日本産科婦人科学会の体外受精・胚移植に関する登録施設であること、また、日本産婦人科学会のARTオンライン登録へのデータ入力を適切に実施すること。

さらに、生殖補助医療ガイドラインでは、生殖補助医療には以下の設備を整えた施設が推奨されています。

- (1)培養室の空気を適切な状態にするためにHEPAフィルターを設置し、また揮発性有機化合物をコントロールしていること。
- (2)培養室には、卵・精子・胚の処理・培養、凍結保存にかかわる機器ときちんと鍵が掛かる設備を備えていること。
- (3)採卵室の空気を適切な状態にするためにHEPAフィルターを設置し、また揮発性有機化合物をコントロールしていること。
- (4)採卵室には、採卵手技にかかわる機器:手術台、超音波断層装置、酸素吸入器、吸引器、生体監視モニター、救急蘇生セットを備えていること。
- (5)採卵室・培養室には治療・処置や機器の操作のマニュアルを備えていること。
- (6)採卵室・培養室において治療・処置の記録、機器作動点検の記録を行うこと。

(7)採卵室・培養室において治療・処置、またその環境の安全管理がなされていること。

(8)培養室については緊急時バックアッププランを作成すること。

## 4章

### 不妊症と診断されたら

#### 【参照生殖医療ガイドライン CQ】

CQ 1：採卵室・培養室の備えるべき条件は？

CQ28：配偶子・胚・卵巣の凍結保存を実施する施設の要件と注意点は？